

事業実施年度

自	平成23年度
	令和2年度
至	平成25年度

岩沼市防災集団移転促進事業計画書 (第1回変更)

<(第1回変更)の第9回軽微な変更>

都道府県名	市町村名
宮城県	岩沼市

【変更時の記載方法】

・変更時

変更後(赤字)
変更前(黒字)

・追加時

変更後(赤字)

・削除時

変更前(黒字)

上段：変更後
下段：変更前

1 移転促進区域

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の 面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
あいのかま 相野釜A地区 あいのかま 相野釜地区	m² 298,381 381,219 (134,886) (152,564)	平成24年12月17日指定 未指定	戸 111 116	戸 111 116	戸 0	今回の東日本大震災により、本市東部沿岸の6地区は全ての住宅が全壊となるなど、壊滅的な状況となった。 当該地は今後、岩沼市震災復興計画に基づき、津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には2.0～8.0mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
あいのかま 相野釜B地区 あいのかま 相野釜地区	82,789 — (17,678) —		19	19	0	
ふじそね 藤曽根A地区 ふじそね 藤曽根地区	70,292 78,735 (26,614) (29,371)	災害危険区域においては、住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他居住室を有する建築物を建築してはならない。 ただし、第2種区域においては、条例に定める基準に適合し、災害防止上支障がないと市長が認めるときは、規定を適用しない。	91	91	0	
ふじそね 藤曽根B地区 ふじそね 藤曽根地区	10,359 — (2,757) —					
にのくら 二野倉A地区 にのくら 二野倉地区	208,596 221,016 (108,362) (110,265)		74	74	0	
にのくら 二野倉B地区 にのくら 二野倉地区	12,419 — (1,903) —					
はせがま 長谷釜A地区 はせがま 長谷釜地区	184,251 192,500 (99,390)					

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
はせ がま 長谷釜 B 地区 はせ がま 長谷釜地区	m ² 10,407 — (0) —	平成24年12月17日指定 未指定	戸	戸	戸	今回の東日本大震災により、本市東部沿岸の6地区は全ての住宅が全壊となるなど、壊滅的な状況となった。 当該地は今後、岩沼市震災復興計画に基づき、津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には2.0～8.0mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
かはき 蒲崎 A 地区 かはき 蒲崎地区	292,218 328,309 (146,346) (164,233)	災害危険区域においては、住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他居住室を有する建築物を建築してはならない。 ただし、第2種区域においては、条例に定める基準に適合し、災害防止上支障がないと市長が認めるときは、規定を適用しない。	127 128	127 128	0	
かはき 蒲崎 B 地区 かはき 蒲崎地区	37,317 — (17,887) —					
しんばま 新浜 A 地区 しんばま 新浜地区	106,292 135,270 (44,302) (52,248)		43	43	0	
しんばま 新浜 B 地区 しんばま 新浜地区	28,656 — (7,946) —					
計	1,341,977 1,337,049 (608,071)		465 471	465 471	0	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。
2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。
3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。
4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。
5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。
(位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。
(区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。
宅地（住宅敷地） …赤（公有地の場合は赤斜線）
宅地（住宅敷地以外） …青（公有地の場合は青斜線）
農地 …緑（公有地の場合は緑斜線）

2 移転促進区域内にある住居の数等

上段：変更後
下段：変更前

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用 する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
相野釜地区	戸 $\frac{111}{116}$	戸 $\frac{(\text{ 53 })}{63}$ $\frac{111}{116}$	世帯 $\frac{136}{230}$	世帯 $\frac{(\text{ 63 })}{73}$ $\frac{136}{230}$	人 $\frac{417}{513}$	人 $\frac{(\text{ 194 })}{222}$ $\frac{417}{513}$	
藤曽根地区	19	$\frac{(\text{ 7 })}{13}$ 19	20	$\frac{(\text{ 8 })}{14}$ 20	80	$\frac{(\text{ 25 })}{45}$ 80	
二野倉地区	91	$\frac{(\text{ 51 })}{58}$ 91	101	$\frac{(\text{ 56 })}{64}$ 101	359	$\frac{(\text{ 185 })}{199}$ 359	
長谷釜地区	74	$\frac{(\text{ 52 })}{52}$ 74	82	$\frac{(\text{ 57 })}{58}$ 82	274	$\frac{(\text{ 140 })}{142}$ 274	
蒲崎地区	$\frac{127}{128}$	$\frac{(\text{ 69 })}{78}$ $\frac{127}{128}$	$\frac{130}{133}$	$\frac{(\text{ 77 })}{84}$ $\frac{130}{133}$	$\frac{487}{490}$	$\frac{(\text{ 221 })}{241}$ $\frac{487}{490}$	
新浜地区	43	$\frac{(\text{ 21 })}{34}$ 43	46	$\frac{(\text{ 21 })}{35}$ 46	167	$\frac{(\text{ 60 })}{111}$ 167	
計	$\frac{465}{471}$	$\frac{(\text{ 253 })}{298}$ $\frac{465}{471}$	$\frac{515}{612}$	$\frac{(\text{ 282 })}{328}$ $\frac{515}{612}$	$\frac{1,784}{1,883}$	$\frac{(\text{ 825 })}{960}$ $\frac{1,784}{1,883}$	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

※第一回第1回軽微な変更にて変更

上段：変更後
下段：変更前

3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

(1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住 宅 団 地 面 積												用地選定の理由	整備前の土地利用状況
	住 宅 用 地				関連公共施設等用地					公 益 的 施 設 用 地		⑤ 合 計		
	住宅敷地		用① 公 営 住 地宅	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設	④住宅団地に占める割合			
	区 画 数	面 積												
玉浦西地区	区画 158 173	m ² (52, 140) (57, 090) 57, 085 56, 300	m ² (25, 484) (23, 069) 41, 306 36, 800	m ² (77, 624) (80, 159) 98, 391 93, 100	m ² 38, 826 41, 300	m ² 1, 700	※ (29, 285) (30, 800) 30, 777 30, 800	m ² 8, 533 10, 600	m ² (78, 344) (84, 400) 79, 836 84, 400	m ² 21, 387 22, 100	(12. 1%) (11. 8%) 10. 7% 11. 1%	m ² (177, 356) (186, 659) 199, 613 199, 600	本地区は既存土地区画整理事業地区に隣接した地区であり、コンパクトな市街地の形成、安全性、利便性、造成・維持管理コスト等の観点から最適であると判断した。	農地
三軒茶屋西地区	 12 29	(0) 3, 481 7, 800	(0) 0	(0) 3, 481 7, 800	0	0	0	0	0	0	(0. 0%) 0. 0%	 3, 481 7, 800	本地区は既存の土地区画整理事業地区の一部であり、移転までの期間短縮、安全性、造成コスト等の観点から最適であると判断した。	宅地
計	区画 170 202	m ² (55, 621) (64, 890) 60, 565 64, 100	m ² (25, 484) (23, 069) 41, 306 36, 800	m ² (81, 105) (87, 959) 101, 871 100, 900	m ² 38, 826 41, 300	m ² 1, 700	m ² 30, 777 30, 800	m ² 8, 533 10, 600	m ² 79, 836 84, 400	m ² 21, 387 22, 100		m ² 203, 094 207, 400		

- (注)
- 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
 - 2 住宅敷地平均面積が330㎡を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330㎡とした場合の数値を記入すること。
 - 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
 - 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
 - 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
 - 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
 - 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

※調整池兼公園17194.74㎡のうち、災害公営住宅整備事業（防集事業対象者以外向け）との按分により15703.38㎡のみ防集事業の補助対象

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
玉浦西地区	区画	戸		m ²	m ²	<u>貸付地と分譲地を合わせて1つの住宅敷地を計画している場合、1区画の貸付地として計上。</u>
	158	111	269	57,085	361	
	173	126	299	56,300	325	
三軒茶屋西地区	区画	戸		m ²	m ²	<u>貸付地と分譲地を合わせて1つの住宅敷地を計画している場合、1区画の貸付地として計上。</u>
	12		12	3,481	290	
	29	0	29	7,800	269	
計	170	111	281	60,565	356	
	202	126	328	64,100	317	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。
2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。
3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。
4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。
5 「赤書き」は変更後又は新規追加。

上段：変更後
下段：変更前

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面 積			④用地取得費	⑤用地取得 単価 =④/①	⑥住宅敷地 造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共 施設等用地 造成費	⑨関連公共施設用 地等整備費 = (④*③/①) + ⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共 施設等用地 面積 =3(1)③						
玉浦西地区	m ² <u>156,816</u> 162,800	m ² <u>57,085</u> 56,300	※ m ² <u>78,344</u> 84,400	千円 <u>650,206</u> 674,819	千円 4.1	千円 <u>981,731</u> 1,107,660	千円 <u>1,218,421</u> 1,341,028	千円 <u>1,347,356</u> 1,660,507	千円 <u>1,672,196</u> 2,010,352
三軒茶屋西地区	<u>3,481</u> 7,800	<u>3,481</u> 7,800	0	<u>116,271</u> 332,057	<u>33.4</u> 42.6	0	<u>116,271</u> 332,057	0	0
計	<u>160,297</u> 170,600	<u>60,565</u> 64,100	<u>78,344</u> 84,400	<u>766,477</u> 1,006,876		<u>981,731</u> 1,107,660	<u>1,334,692</u> 1,673,085	<u>1,347,356</u> 1,660,507	<u>1,672,196</u> 2,010,352

※用地取得単価については、未取得分の鑑定評価が未着手であるため、今後精査した結果変動がある。

- (注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。
2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

※調整池兼公園のうち、災害公営住宅整備事業分の1491.36㎡を含まない。

上段：変更後
下段：変更前

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地 整備費 =3(3)⑦	④分譲地の 分譲価格	⑤分譲地の 市場価格	⑥住宅敷地 の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の 時は1とす る	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
玉浦西地区 ※ (小計)	区画 <u>123</u> 173	区画	区画 <u>123</u> 173	m ² <u>39,519</u> 56,300	m ² 0	m ² <u>39,519</u> 56,300	千円 <u>843,496</u> 1,341,028	千円 0	千円 0	m ² <u>321</u> 325	<u>1.00000</u> 1.00000	千円 <u>843,496</u> 1,341,028
		<u>(31)</u>	<u>(31)</u>		<u>3,731</u>	<u>3,731</u>	<u>79,631</u>	<u>106,460</u>	<u>106,460</u>	<u>120</u>	<u>1.00000</u>	0 #DIV/0!
		<u>35</u>	<u>35</u>		<u>13,835</u>	<u>13,835</u>	<u>295,294</u>	<u>387,309</u>	<u>387,309</u>	<u>395</u>	<u>0.83484</u>	0 -573,388
	<u>123</u>	<u>35</u>	<u>158</u>	<u>39,519</u>	<u>17,566</u>	<u>57,085</u>	<u>1,218,421</u>	<u>493,769</u>	<u>493,769</u>	<u>361</u>	<u>0.91338</u>	<u>843,496</u> #DIV/0!
三軒茶屋西地区 ※ (小計)	<u>10</u> 29		<u>10</u> 29	<u>2,674</u> 7,800		<u>2,674</u> 7,800	<u>87,781</u> 332,057	0	0	<u>267</u> 269	1.00000	<u>87,781</u> 332,057
		<u>(1)</u>	<u>(1)</u>		<u>241</u>	<u>241</u>	<u>8,607</u>	<u>8,607</u>	<u>8,607</u>	<u>241</u>	<u>1.00000</u>	0
		<u>2</u>	<u>2</u>		<u>566</u>	<u>566</u>	<u>19,882</u>	<u>19,882</u>	<u>19,882</u>	<u>283</u>	<u>1.00000</u>	0
	<u>10</u>	<u>2</u>	<u>12</u>	<u>2,674</u>	<u>807</u>	<u>3,481</u>	<u>116,271</u>	<u>28,490</u>	<u>28,490</u>	<u>290</u>	<u>1.00000</u>	<u>87,781</u>

上段：変更後
下段：変更前

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地 整備費 =3(3)⑦	④分譲地の 分譲価格	⑤分譲地の 市場価格	⑥住宅敷地 の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の 時は1とす る	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
計	133		133	42,193		42,193	931,277			317	1.00000	931,277
	202	0	202	64,100	0	64,100	1,673,085	0	0	317	1.00000	1,673,085
		(32)	(32)		3,972	3,972	88,238	115,067	115,067	124	1.00000	0
※												
		37	37		14,400	14,400	315,176	407,191	407,191	389	0.84789	0
(合計)	133	37	170	42,193	18,372	60,565	1,334,692	522,259	522,259	356	0.92627	931,277

(注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。

2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

3 「赤書き」は変更後又は新規追加。

—4—貸付地と分譲地を合わせて1つの住宅敷地が計画されている場合、これを1区画の貸付地とし、貸付面積と分譲面積の和を当該貸付地の面積として計上する。

※広い住宅敷地を希望する移転者の意向を反映して、330㎡を超える区画を整備し、330㎡までを貸し付け、超過分を分譲する区画がある（玉浦西地区で31区画、三軒茶屋西地区で1区画）。それらについては、貸付分（補助対象）と分譲分（補助対象外）の面積を別行で記載している。

上段：変更後
下段：変更前

(5) 公益的施設用地の整備

住 宅 団 地 名	公 益 的 施 設 名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び 分譲・借地先	住宅団地に 占める割合	備考
玉浦西地区	商業施設	16,339 ^{m²}	借地 未定 株式会社 イトーチェーン		本市の復興計画の具現化に不可欠な施設であり採算性を担保するため借地とした。
	老人福祉施設	3,000 ^{m²}	借地 未定		事業の特殊性を考慮し採算性を担保するため借地とした。
	保育所等	5,000 ^{m²}	岩沼市 未定		事業の特殊性を考慮し採算性を担保するため借地とした。
	給水棟	48 ^{m²}	岩沼市		
		計 21,387 ^{m²} 施設用地の面積 22,100 ^{m²}		12.1% 11.8%	

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。
2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

上段：変更後
下段：変更前

(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			③用地取得 費 =3(3)⑤*②	④用地造成 費	⑤分譲地の 分譲価格	⑥分譲地の 市場価格	⑦補助対象経費 =(③+④)-Max(⑤, ⑥)
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計					
玉浦西地区	区画 <u>4</u> 未定	区画 <u> </u> 未定	区画 <u>4</u> 未定	m ² <u>21,387</u> 未定	m ² <u> </u> 未定	m ² <u>21,387</u> 22,100	千円 <u>88,677</u> 91,606	千円 <u>367,811</u> 434,801	千円 <u> </u> 0	千円 <u> </u> 0	千円 <u>456,488</u> 526,407
計	<u>4</u> 未定	<u> </u> 未定	<u>4</u> 未定	<u>21,387</u> 未定	<u> </u> 未定	<u>21,387</u> 22,100	<u>88,677</u> 91,606	<u>367,811</u> 434,801	<u> </u> 0	<u> </u> 0	<u>456,488</u> 526,407

4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

上段：変更後
下段：変更前

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅建設1戸あたり ⁴⁵⁷ 444万円を限度額として一括して補助する。	千円 <u>212,986</u> 896,880	戸 <u>73</u> 202	
<u>住宅の建設または購入及び住宅用地の購入</u>	<u>住宅の建設については1戸あたり457万円、住宅用地の購入については265.7万円を限度額として一括して補助する。</u>	<u>151,896</u>	<u>31</u>	
計		<u>364,882</u> 896,880	<u>104</u> 202	

5 関連公共施設の整備

上段：変更後
下段：変更前

住 宅 団 地 名	施 設 名	施 設 内 容	工事費	補助対象経費
玉浦西地区	団地内道路	$W=12m$ (一部 $15m$) $L=505m$ $W=10.5m$ $L=407m$ (街路樹を含む) 区画道路 $W=14m$ $L=869m$ $W=8m$ $L=253m$ 、 $W=6m$ $L=3,760m$ $W=8m$ $L=826m$ 、 $W=6m$ $L=3,047m$ 道路照明 13基 $W=4m$ $L=309m$ 、 $W=6m$ $L=63m$ 特殊道路 $W=4m$ $L=656m$	千円	千円
			406,241	406,241
			506,045	506,045
	飲用水給水施設	PE $L=5,575m$ PP $L=8,618m$	166,471	166,471
			219,698	219,698
	公園・緑地	4箇所 $A=26,781m^2$ (照明、遊具、植栽、防災トイレ、駐車場、丘、ステージ、遊歩道、フェンス、看板を含む) 4箇所 $A=25,800m^2$ (他ポケットパーク含む) $A=17,196m^2$ 内1箇所は調整池併用型公園 ($A=16,800m^2$ 湛水量 $12,000t$) 緑道 $W=8m$ $L=317m$ 、 $W=2m$ $L=309m$ 緑道 $W=8m$ $L=371m$ 、 $W=2m$ $L=367m$	413,336	413,336
			879,875	879,875
	雨水排水	$L=1,519m$ 雨水排水 $L=540m$	240,909	240,909
			115,720	115,720
三軒茶屋西地区	水路	農業用用水路切替 $W=2.7m$ $L=650m$	0	0
			35,750	35,750
	集会施設	3箇所 (S造2階建 $200m^2$ 1箇所、木造平屋 $100m^2$ 2箇所)	114,885	114,885
			115,720	115,720
	その他	地区外周安全施設整備 (フェンス、側溝、斜面緑化) 法面緑化	37,203	37,203
計			13,838	13,838
三軒茶屋西地区	公共施設整備済		0	0
計			1,379,044	1,379,044
			1,886,646	1,886,646

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。
2 土地利用計画図 (3 (1) の (注) 7) に各施設の設置箇所を明示すること。

上段：変更後
下段：変更前

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	物件移転料等	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
相野釜A地区 相野釜地区	㎡ (134,886) (152,564) 134,886 152,564	㎡ (5,320) (41,332) 5,320 10,430	㎡ (137,517) (165,218) 137,517 163,489	円 11,785 11,805	円 8,965 15,200	円 4,228 4,396	千円 2,218,772 2,678,447	千円 18,140	・公園(千年希望の丘、 <u>多目的広場</u>) ・ <u>太陽光発電</u> ・ <u>道路</u> ・ <u>河川</u> ・ <u>分譲（一部：防災集団移転対象者の移転先（事業用地））</u> ・ <u>区画整理事業（西原）</u> ・ <u>農地</u> ・ <u>用水機場</u> ・ <u>水路</u> ・ <u>農業用加工施設</u> ・ <u>風力発電</u> ・ <u>構造物現況調査・基礎等撤去</u>
藤曽根A地区 藤曽根地区	(26,614) (29,371) <u>26,614</u> 29,371	(412) (1,326) 412	(39,659) (44,339) <u>39,659</u> 44,339	<u>8,166</u> 8,250	<u>8,090</u> 8,250	<u>2,515</u> 2,480	<u>320,409</u> 355,672	<u>2,269</u>	・ <u>農地</u> ・ <u>道路</u> ・ <u>河川</u> ・ <u>太陽光発電</u> ・ <u>排水機場</u> ・ <u>風力発電</u> ・ <u>構造物現況調査・基礎等撤去</u>
二野倉A地区 二野倉地区	(108,362) (110,265) <u>108,362</u> 110,265	(0) (10,410) 0	(82,903) (83,617) <u>82,903</u> 83,617	<u>9,565</u> 9,486		<u>2,803</u> 2,810	<u>1,268,860</u> 1,280,985	<u>24,710</u>	・公園(千年希望の丘) ・ <u>排水機場</u> ・ <u>携帯電話中継局</u> ・ <u>太陽光発電</u> ・ <u>牧場（管理棟含む）</u> ・ <u>ドックラン</u> ・ <u>アニマルシェルター</u> ・ <u>農園</u> ・ <u>交流広場</u> ・ <u>風力発電</u> ・ <u>構造物現況調査・基礎等撤去</u>
長谷釜A地区 長谷釜地区	(99,390) 99,390	(0) (8,384) 0	(68,600) (69,182) <u>68,600</u> 69,182	<u>9,078</u> 9,150		<u>2,768</u> 2,810	<u>1,092,106</u> 1,099,351	<u>34,100</u>	・公園(千年希望の丘) ・ <u>道路</u> ・ <u>農業施設(ライスセンター)</u> ・ <u>農地</u> ・ <u>保安林</u> ・ <u>風力発電</u> ・ <u>構造物現況調査・補償算定、建物等補償費、基礎等撤去</u>

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

上段：変更後
下段：変更前

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	物件移転料等	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
蒲崎A地区 蒲崎地区	(146,346) (164,233) 146,346 164,233	(3,187) (11,543) 3,187 2,395	(120,241) (130,316) 120,241 130,316	8,075 8,250	6,696 8,250	2,540 2,480	1,508,472 1,697,868	70,771	・公園(千年希望の丘) ・道路 ・農業施設(ライスセンター) ・農地 ・保安林 ・雇用創出企業用地 ・風力発電 ・構造物現況調査・補償算定、建物等補償費、基礎等撤去
新浜A地区 新浜地区	(44,302) (52,248) 44,302 52,248	(0) (4,468) 0	(55,555) (70,880) 55,555 70,880	7,649 7,697	-	2,662 2,250	486,696 561,637	22,285	・公園(千年希望の丘) ・農地 ・道路 ・保安林 ・風力発電 ・構造物現況調査・補償算定、建物等補償費、基礎等撤去
計	(559,900) (608,071) 559,900 608,071	(8,919) (77,463) 8,919 13,237	(504,475) (563,552) 504,475 561,823				6,895,315 7,673,960	172,275	

※買取単価については、変更分の鑑定評価が未着手であるため、今後精査した結果変動がある。

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

上段：変更後
下段：変更前

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
相野釜地区	建築基準法第39条に基づく災害危険区域に指定する。 なお、災害危険区域は2地域に区分する。 <u>災害危険区域においては、住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿その他居住室を有する建築物を建築してはならない。</u> <u>ただし、第2種区域においては、条例に定める基準に適合し、災害防止上支障がないと市長が認めるときはこの限りではない。</u> 貞山堀より東側の区域は住居の用に供する建築物を建築してはならない。 貞山堀より西側の区域は津波に対して構造耐力上安全な建築物以外の建築物を建築してはならない。	岩沼市災害危険区域に関する条例 平成24年12月17日公布・施行 移転促進区域は、平成24年度中に災害危険区域の指定を行う予定	
藤曽根地区			
二野倉地区			
長谷釜地区			
蒲崎地区			
新浜地区			

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。
 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。
 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定とし記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

※第一回第1回軽微な変更にて変更

8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

(1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住 宅 団 地 名	施 設 名	施 設 内 容	工事費	補助対象経費
			千円	千円
玉浦西地区	農業共同施設	公益的施設用地で整備を行う予定	0 49,720	0 49,720
計			0 49,720	0 49,720

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

(2) その他の事項

住 宅 団 地 名	そ の 他 の 事 項	備 考

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

上段：変更後
下段：変更前

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
離農等をする場合	移転促進区域から住居を移転するとともに離農した場合、 2,394,000 一戸あたり2,372,000円を上限として補助する。	千円 1,886 189,760	戸 1 80	戸数及び補助対象経費については限度額で算定しているため、今後変動する可能性がある。
その他の場合	802,000 移転促進区域から住居を移転した場合、一戸あたり780,000円を上限として補助する。	109,373 304,980	398 391	戸数及び補助対象経費については限度額で算定しているため、今後変動する可能性がある。
計		111,259 494,740	399 471	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

上段：変更後
下段：変更前

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画
(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	左の財源内訳			備考			
					総事業費	補助限度額	補助対象経費		国庫支出金	都道府県支出金	一般財源
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地買収	23-25 23-24		千円 766,477 1,006,876	千円	千円	千円	千円	千円	
	住宅団地用地造成	造成	24-26 24-25		2,696,898 3,202,968						
	小計				3,463,376 4,209,844	4,463,316 6,182,608	3,059,961 4,209,844	2,677,466 3,683,613	785,910 526,231		
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	利子補助	25-29 24-25		364,882 896,880	364,882 1,430,160	364,882 896,880	319,272 784,770	45,610 112,110		
公共施設整備	公共施設整備	公共施設整備	25-26 24-25	○	1,379,044 1,886,646	1,006,261 1,174,568	1,379,044 1,886,646	1,206,664 1,650,815	172,380 235,831		防災調整池機能の設置及び調整池に誘導する雨水排水幹線の設置に大きな費用を要するため
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り	宅地、農地の買取り	24-02 24-25		7,067,590 7,673,960		7,067,590 7,673,960	6,184,140 6,714,715	883,450 959,245		
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備	共同作業所等整備	26 25		0 49,720	349,283 251,086	0 49,720	0 43,505	0 6,215		
移転費助成	移転費助成	引越費用等助成	24-29 24-25		111,259 494,740	111,259 494,740	111,259 494,740	97,351 432,897	13,908 61,843		
合計					12,386,151 15,211,790		11,982,736 15,211,790	10,484,893 13,310,315	1,901,258 1,901,475		

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。
2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

(2)住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1 m ² 当たり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
		円						

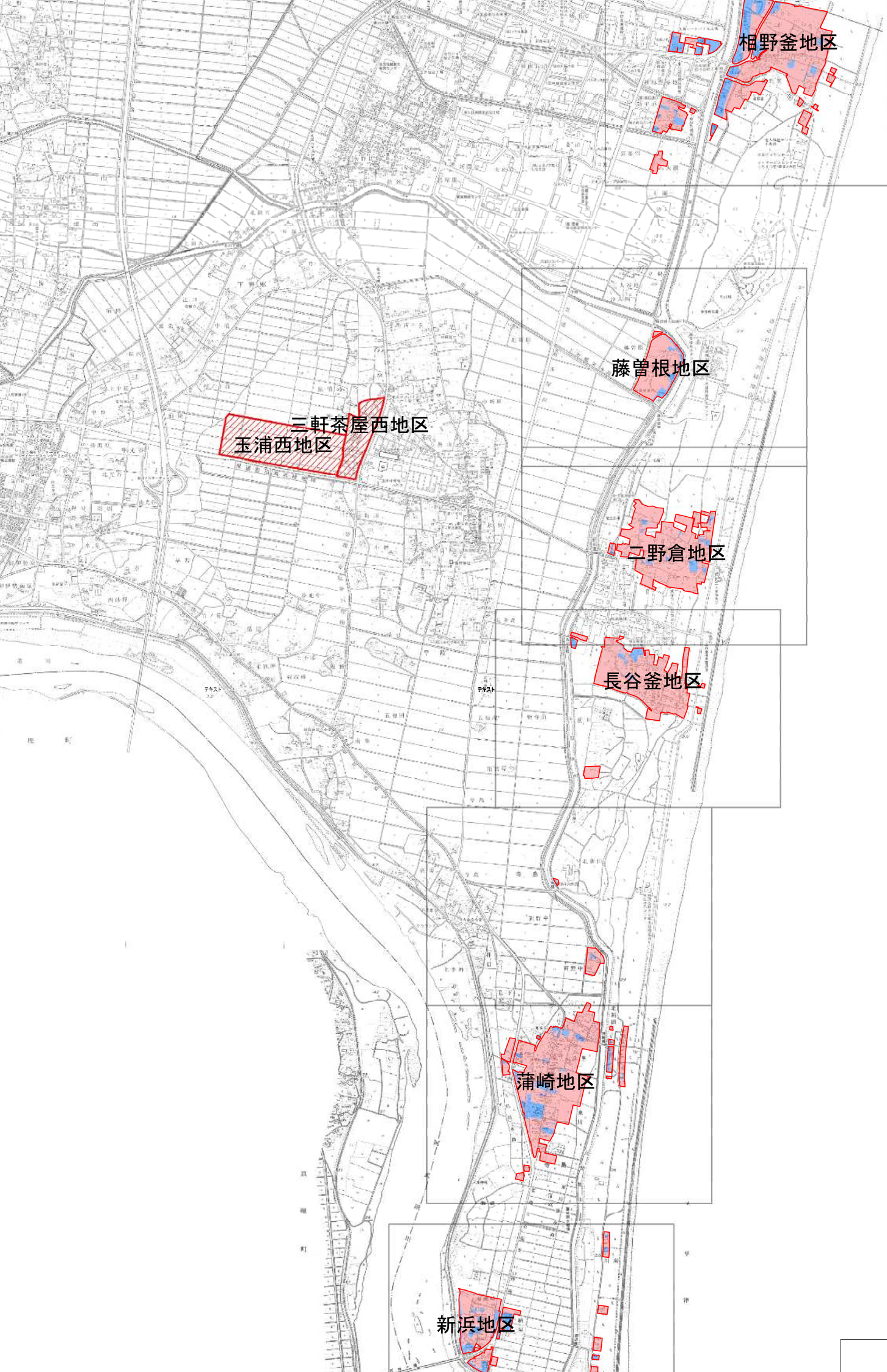
- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
 - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
 - 3 1つの住宅団地候補地だけではなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
 - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
 - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
 - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

上段：変更後
下段：変更前

(3) 年度別計画

事業の種類	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
	千円	千円	千円								千円
住宅団地用地取得及び造成		(1,547,438)	(1,886,271)	(29,666)							(3,463,376)
		(1,828,437)	(2,381,407)								(4,209,844)
		1,329,079	1,322,428	25,957							2,677,466
		1,599,882	2,083,731								3,683,613
住宅建設等助成		(0)	(5,916)	(151,296)	(181,481)	(22,477)	(3,712)	(0)	(0)	(0)	(364,882)
		(48,840)	(848,040)								(896,880)
		0	5,176	132,384	158,796	19,667	3,248	0	0	0	319,272
		42,735	742,035								784,770
公共施設整備		(0)	(693,156)	(685,889)							(1,379,044)
		(35,750)	(1,850,896)								(1,886,646)
		0	606,512	600,152							1,206,664
		31,281	1,619,534								1,650,815
宅地及び農地の買取り		(4,349,601)	(1,697,219)	(592,739)	(347,135)	(51,974)	(28,921)	(0)	(0)	(0)	(7,067,590)
		(3,069,584)	(4,604,376)								(7,673,960)
		3,805,900	1,485,067	518,647	303,743	45,477	25,306	0	0	0	6,184,140
		2,685,886	4,028,829								6,714,715
農林水産業基盤等整備			(0)								(0)
			(49,720)								(49,720)
			0								0
			43,505								43,505
移転費助成		(1,862)	(16,732)	(40,823)	(41,790)	(8,079)	(1,973)	(0)	(0)	(0)	(111,259)
		(8,580)	(486,160)								(494,740)
		1,629	14,641	35,720	36,566	7,069	1,726	0	0	0	97,351
		7,507	425,390								432,897
合計	(0)	(5,898,901)	(4,299,295)	(1,500,413)	(570,406)	(82,530)	(34,606)	(0)	(0)	(0)	(12,386,151)
		(4,991,191)	(10,220,599)								(15,211,790)
		5,136,608	3,433,824	1,312,860	499,105	72,214	30,280	0	0	0	10,484,893
	0	4,367,291	8,943,024								13,310,315

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。



相野釜地区

藤曾根地区

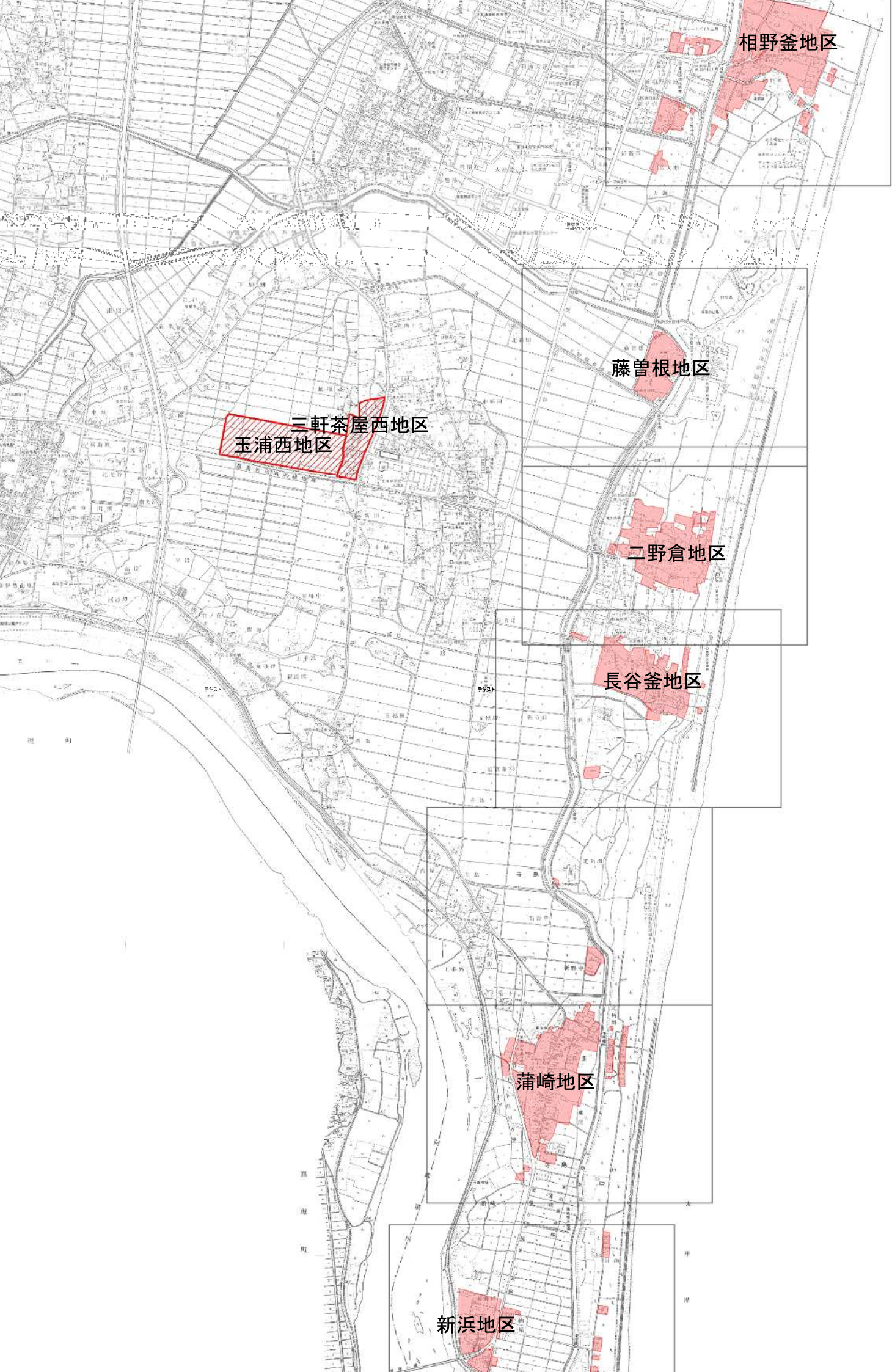
三軒茶屋西地区
玉浦西地区

二野倉地区

長谷釜地区

蒲崎地区

新浜地区



相野釜地区

藤曾根地区

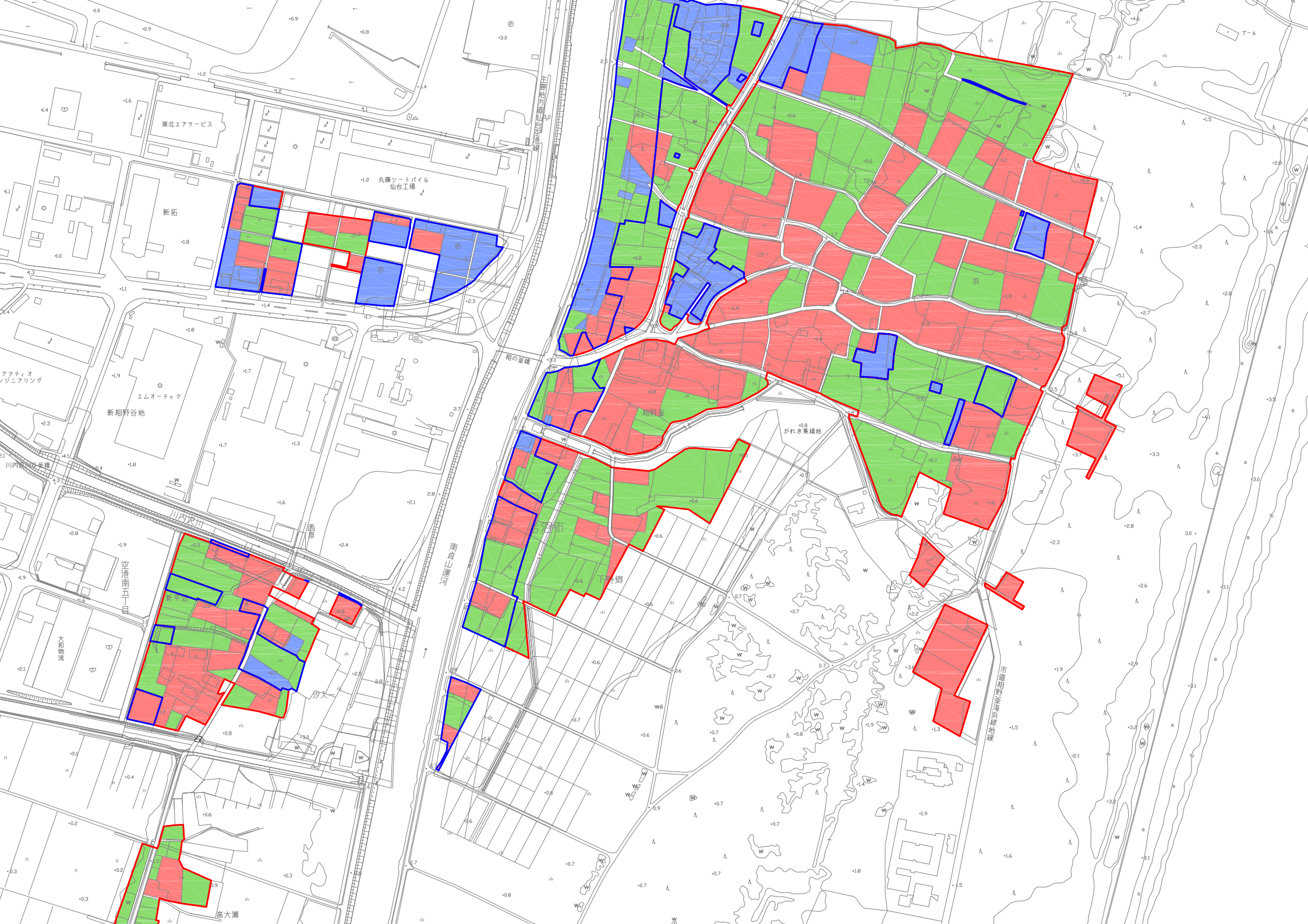
三軒茶屋西地区
玉浦西地区

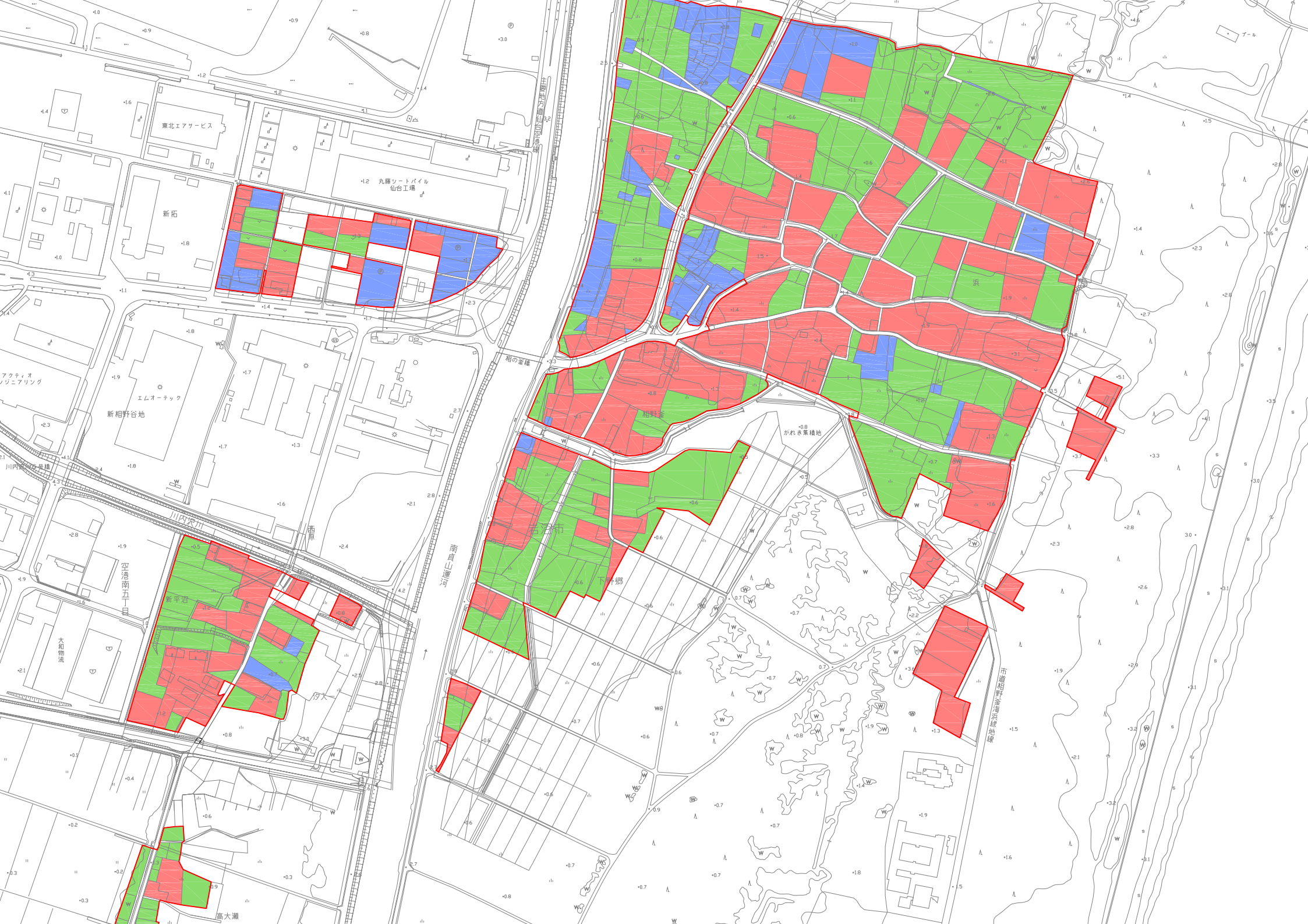
二野倉地区

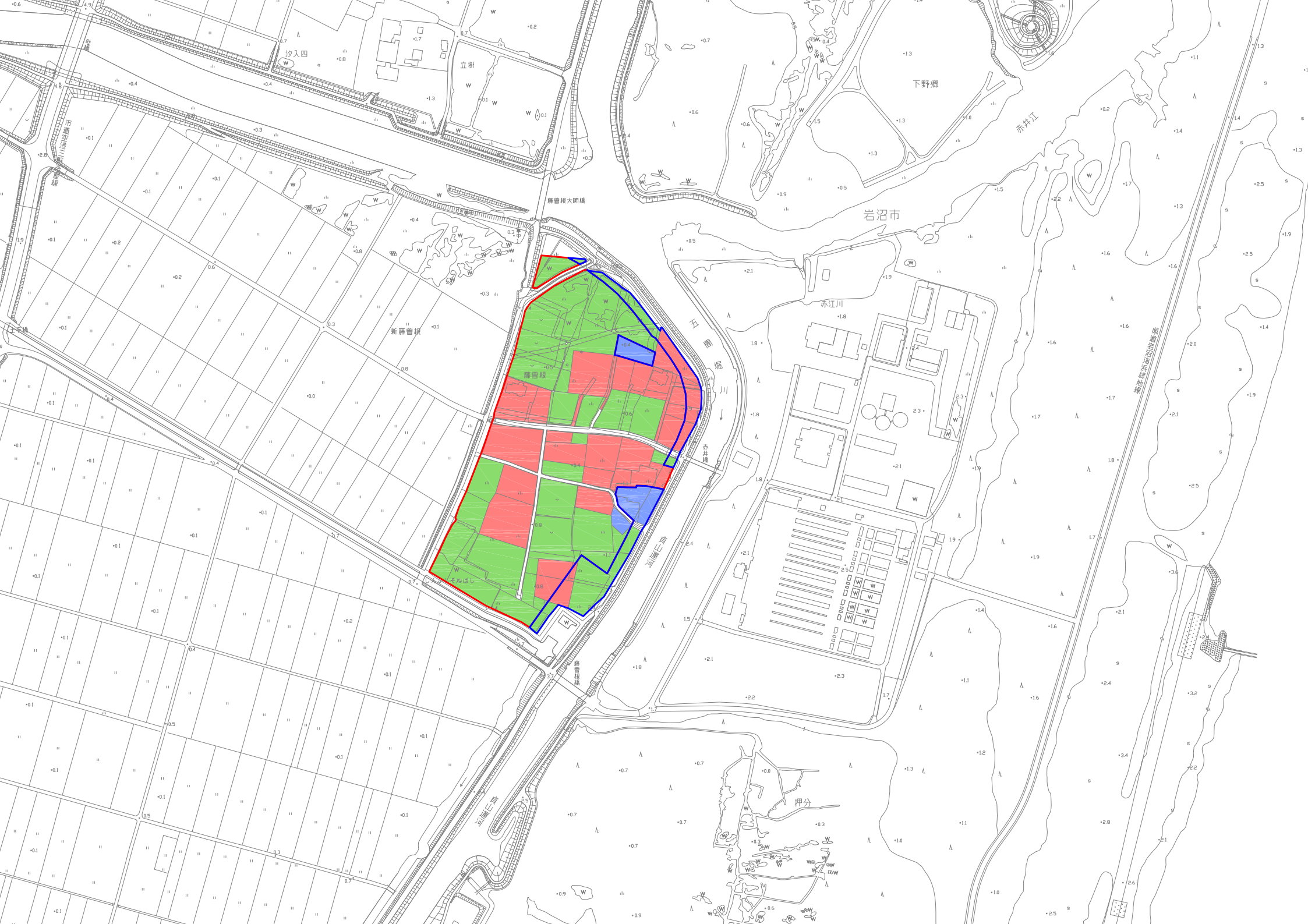
長谷釜地区

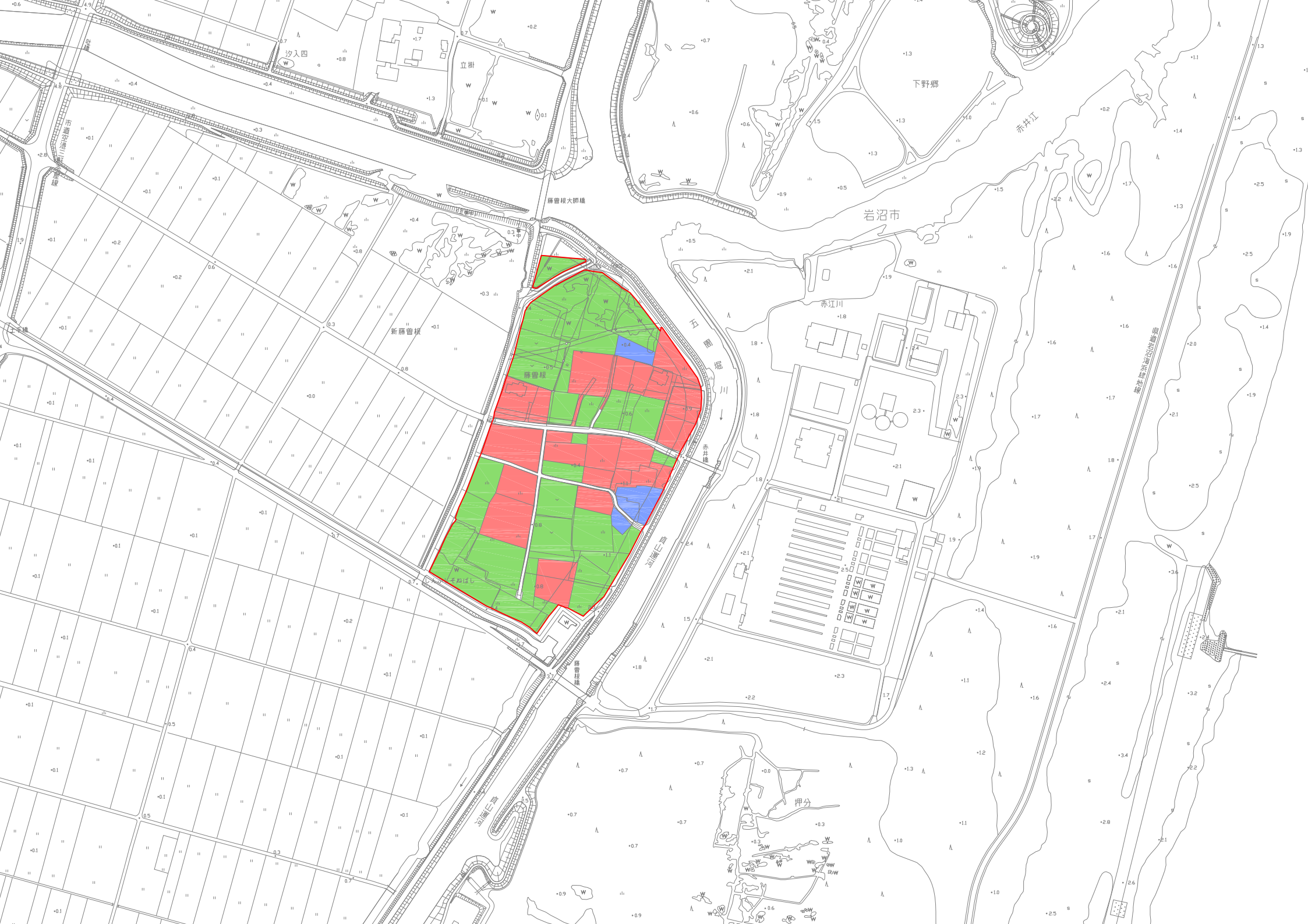
蒲崎地区

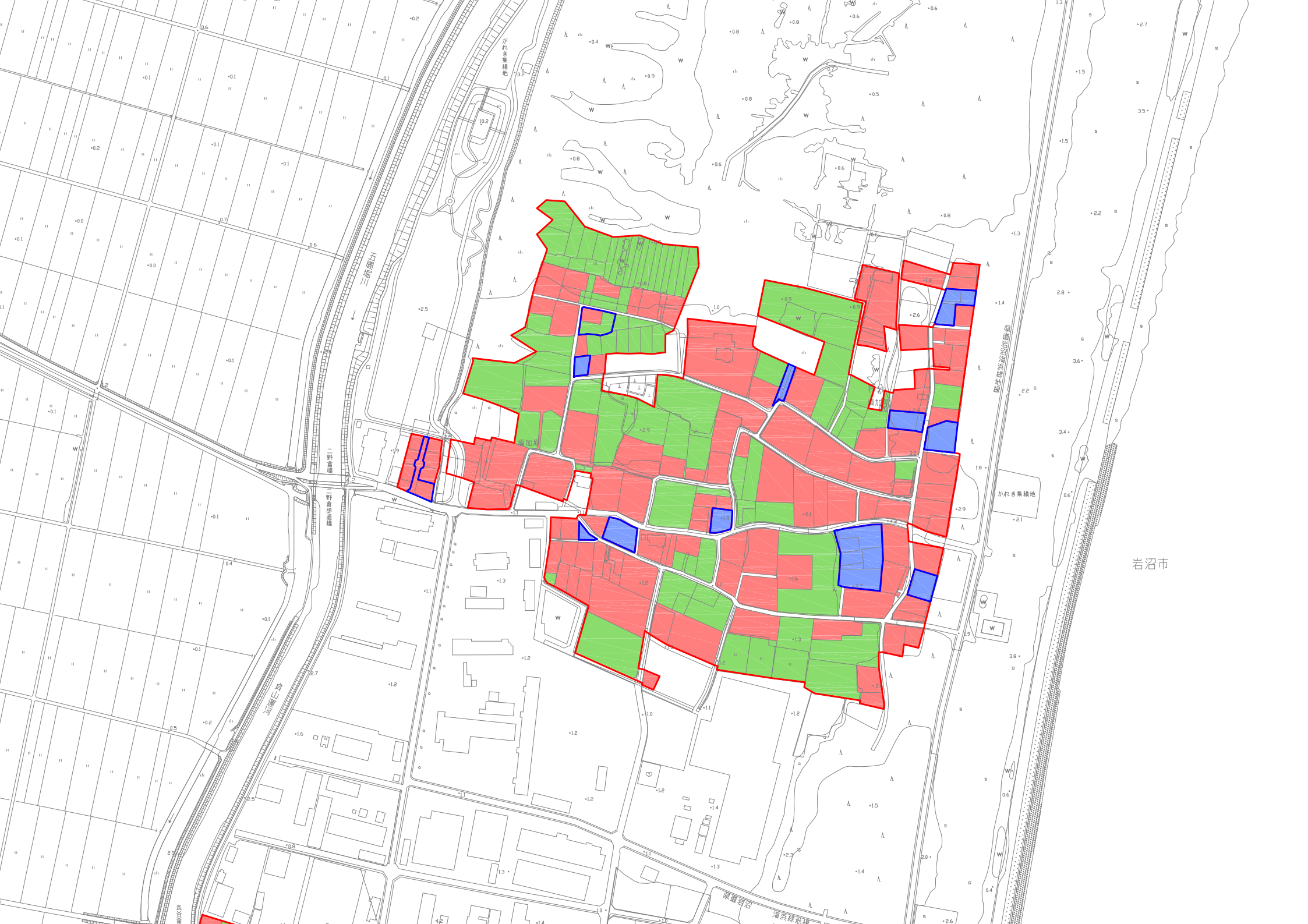
新浜地区

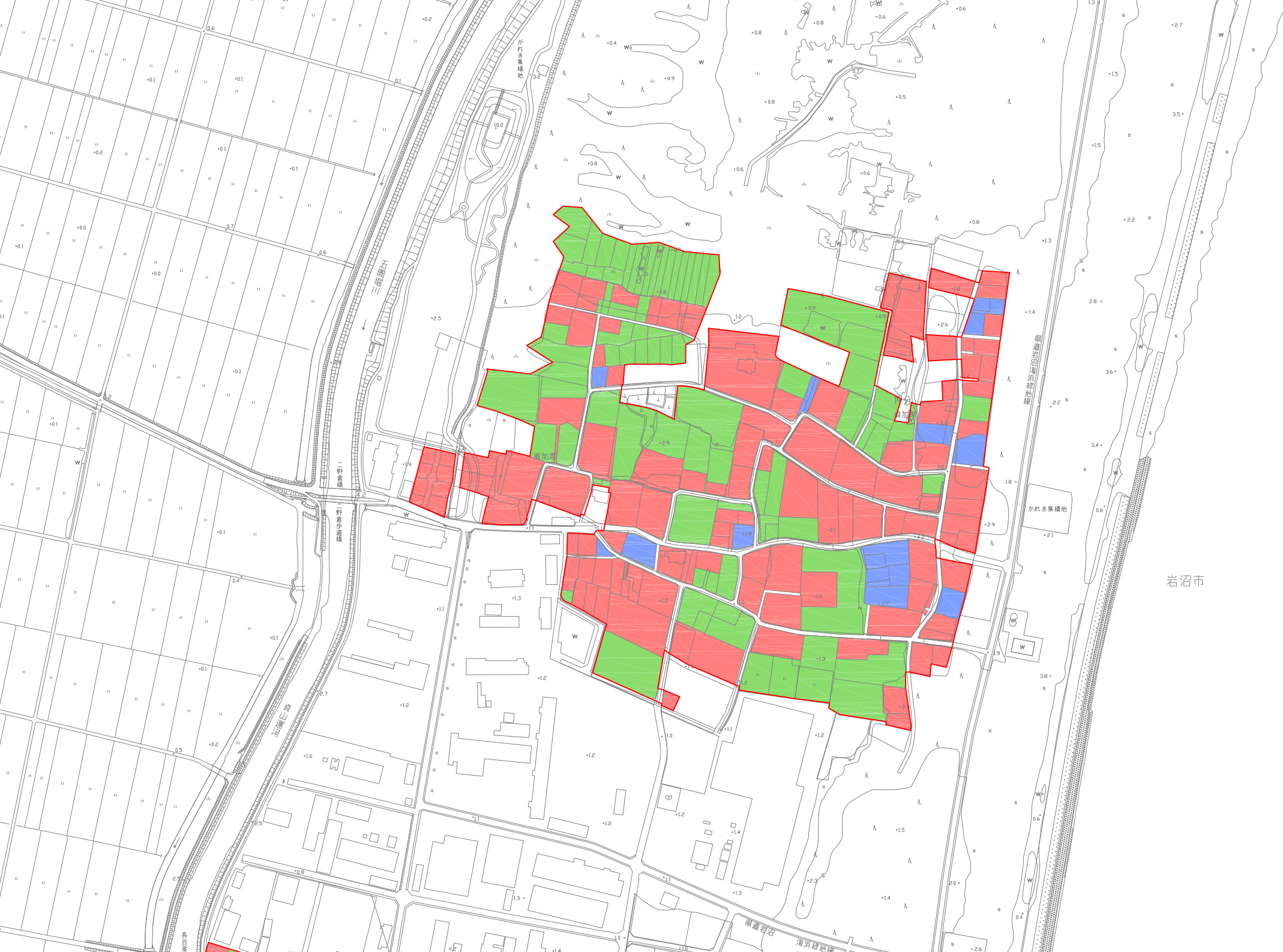


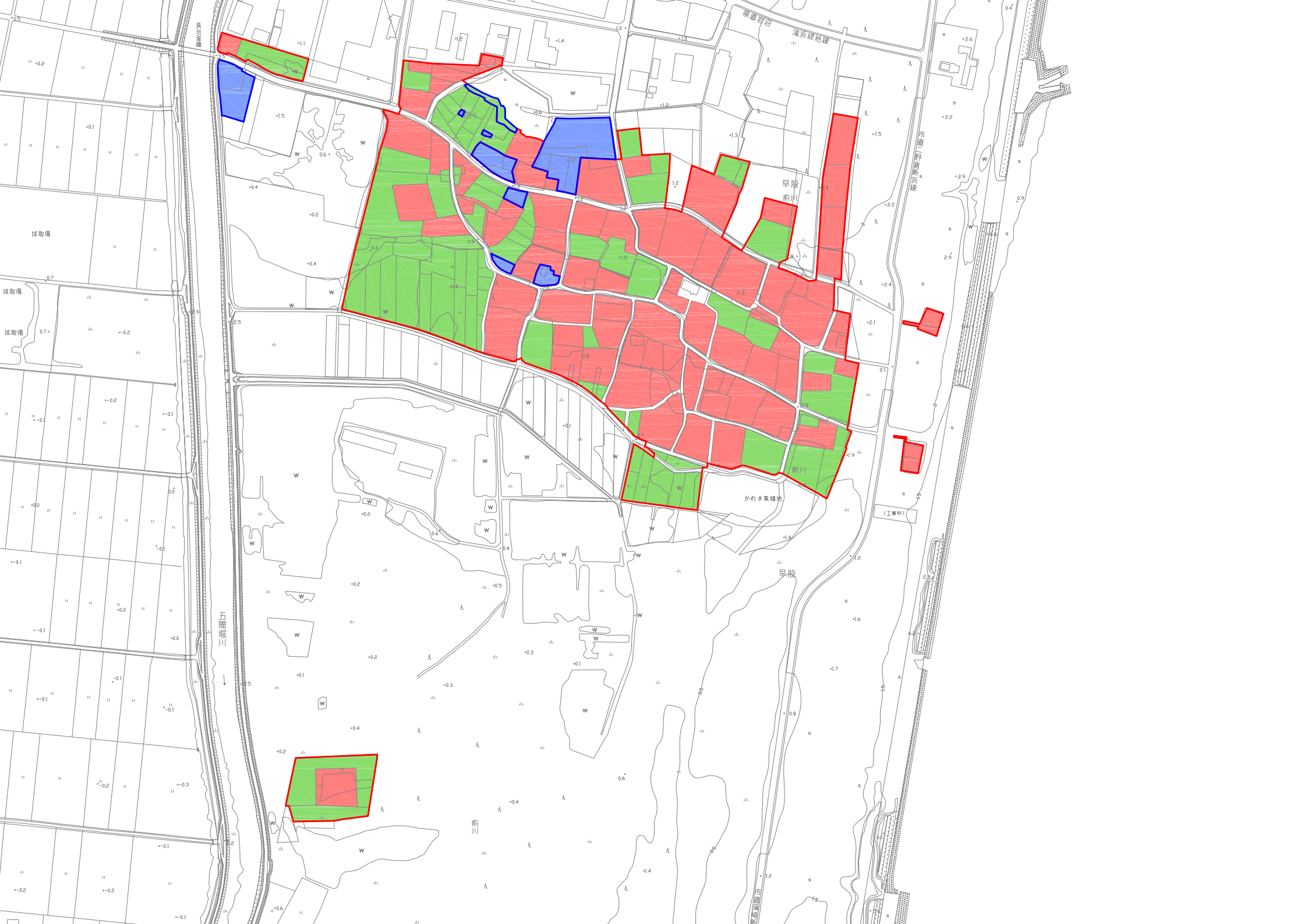


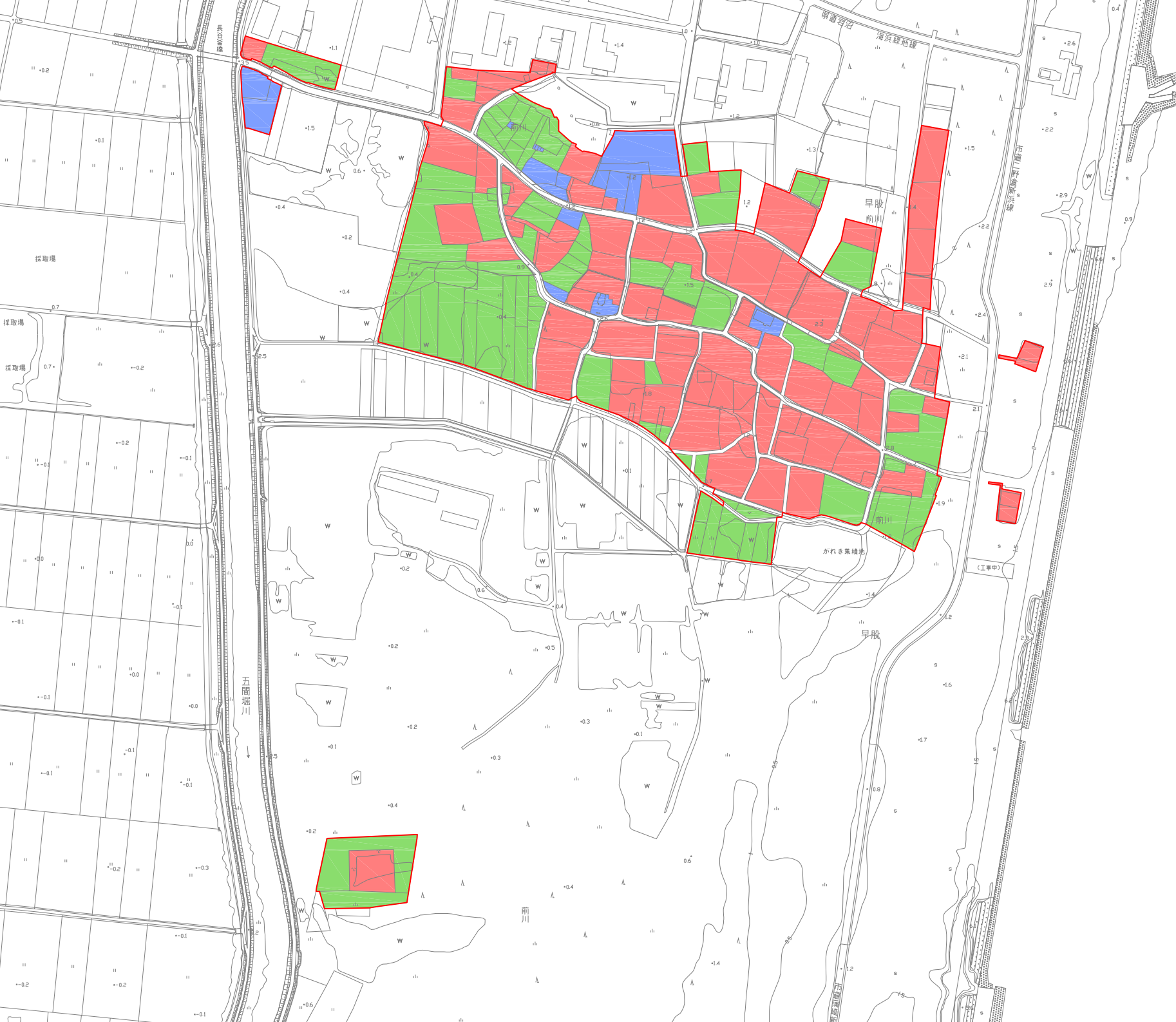


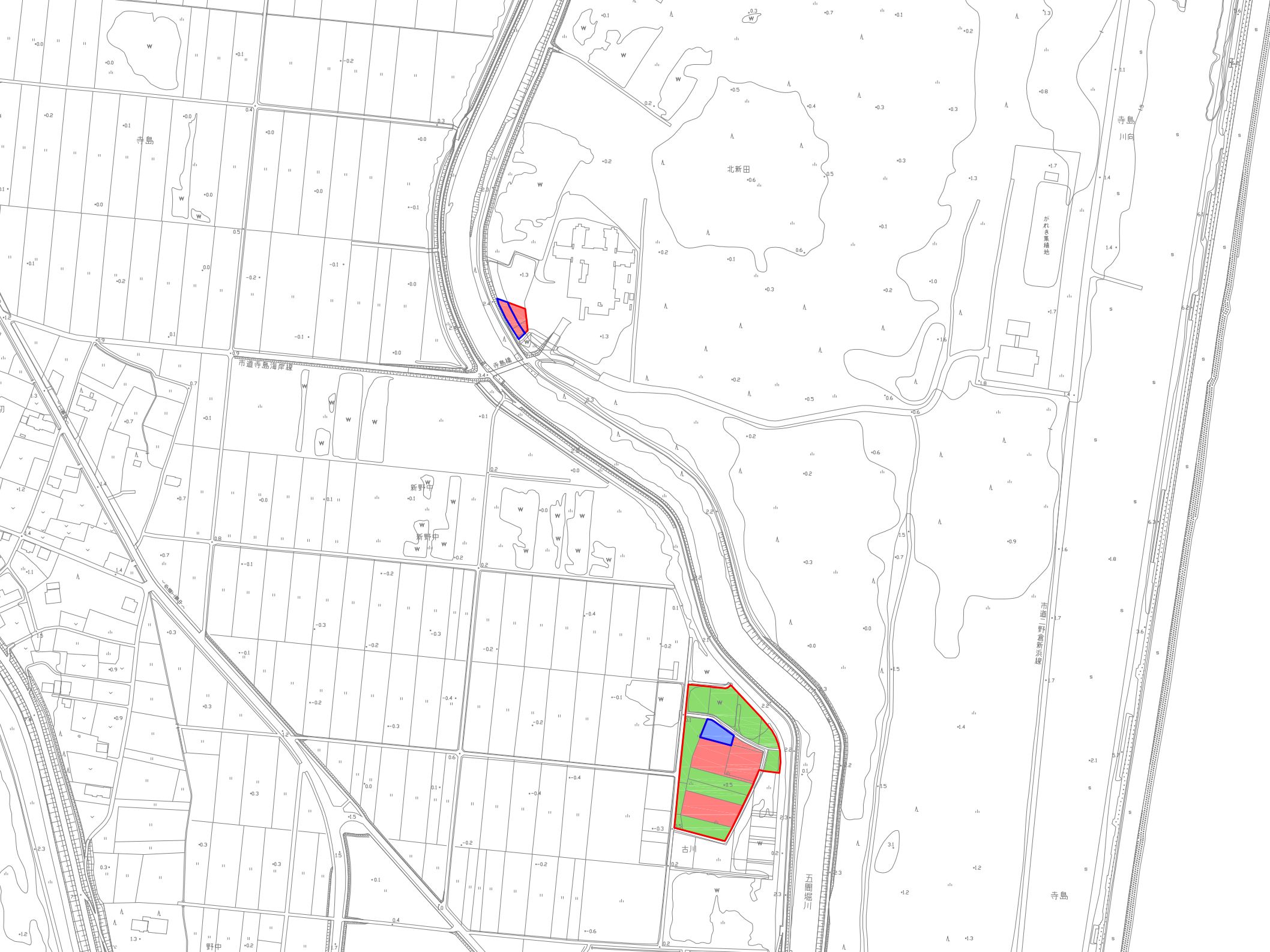




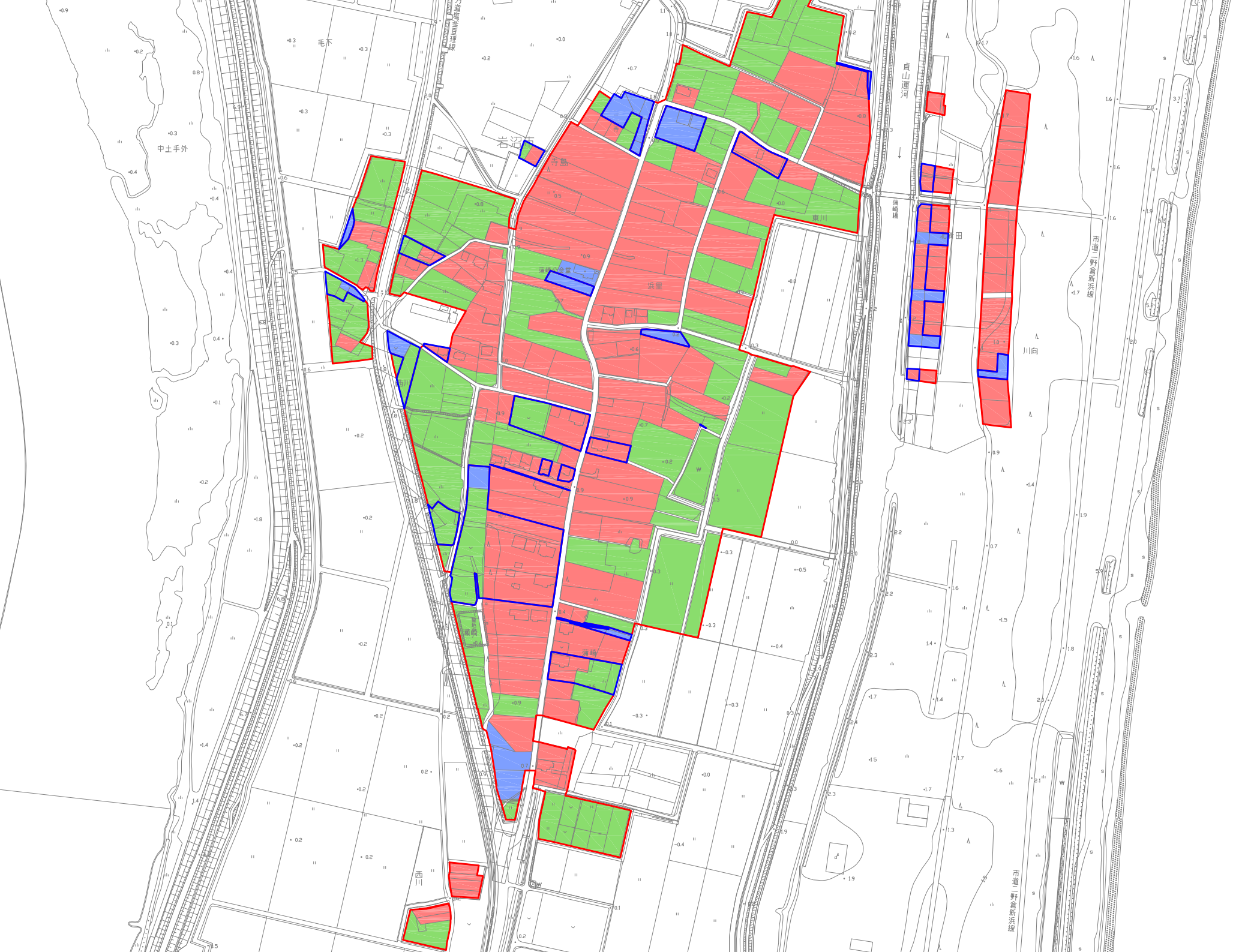


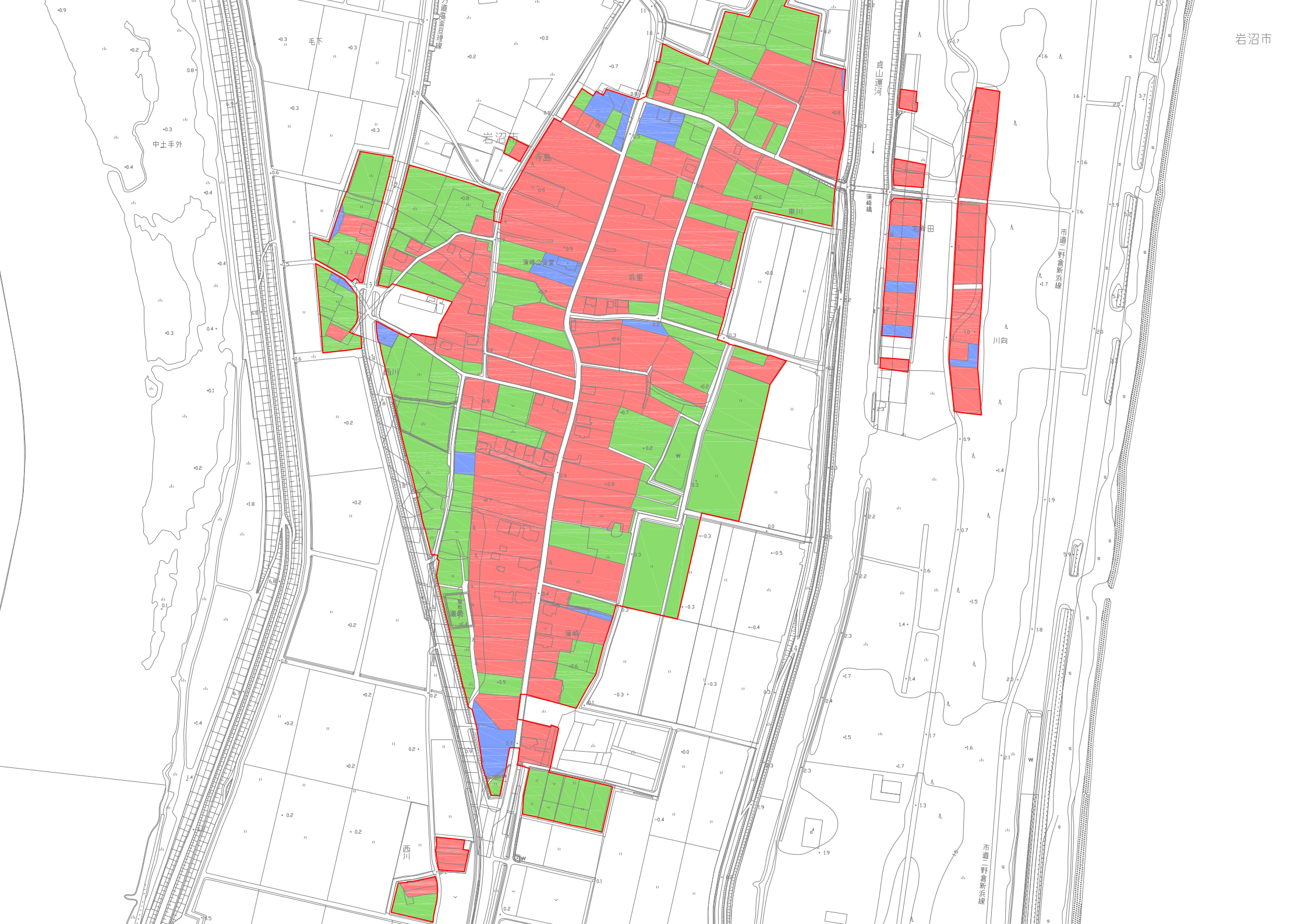


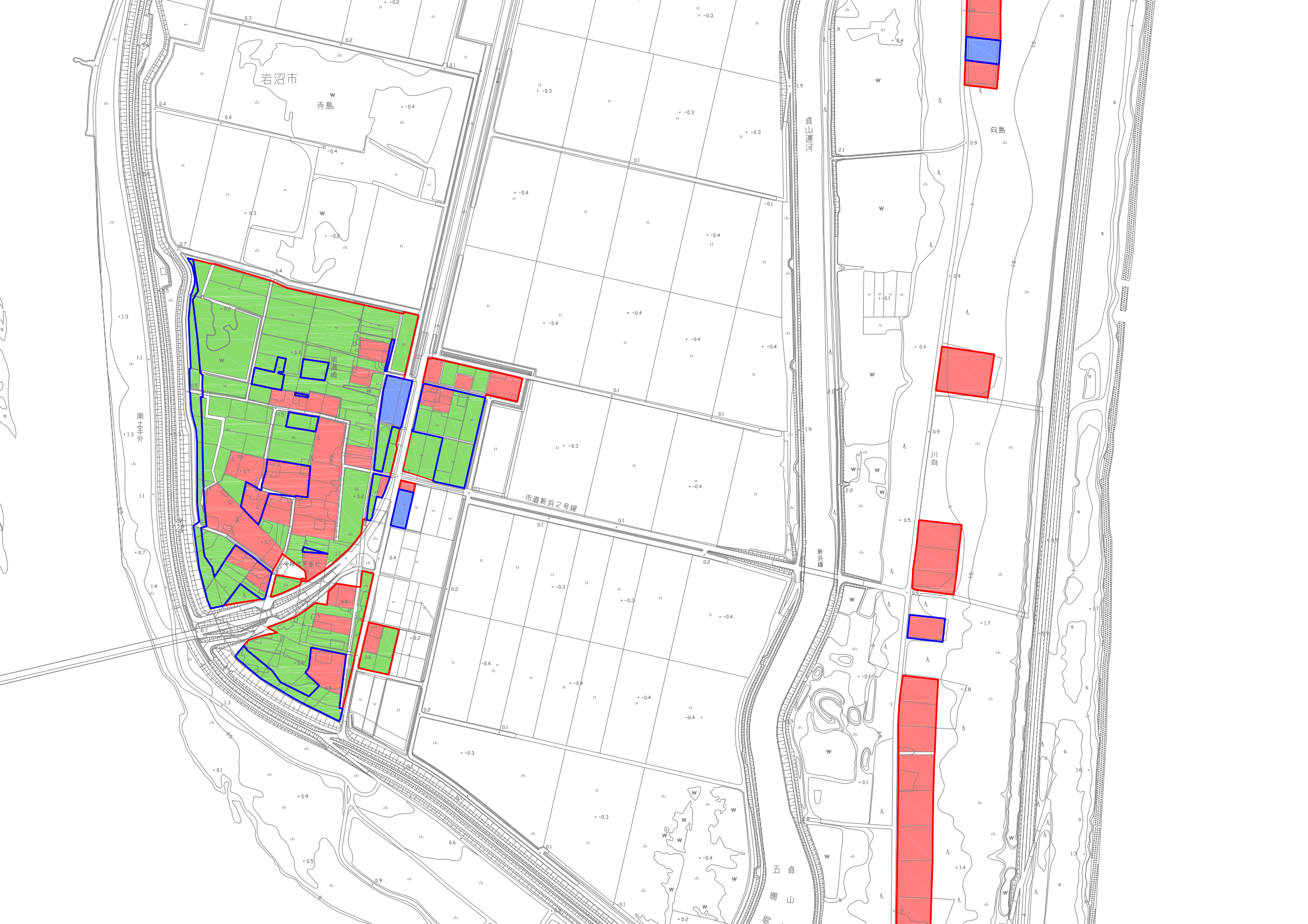


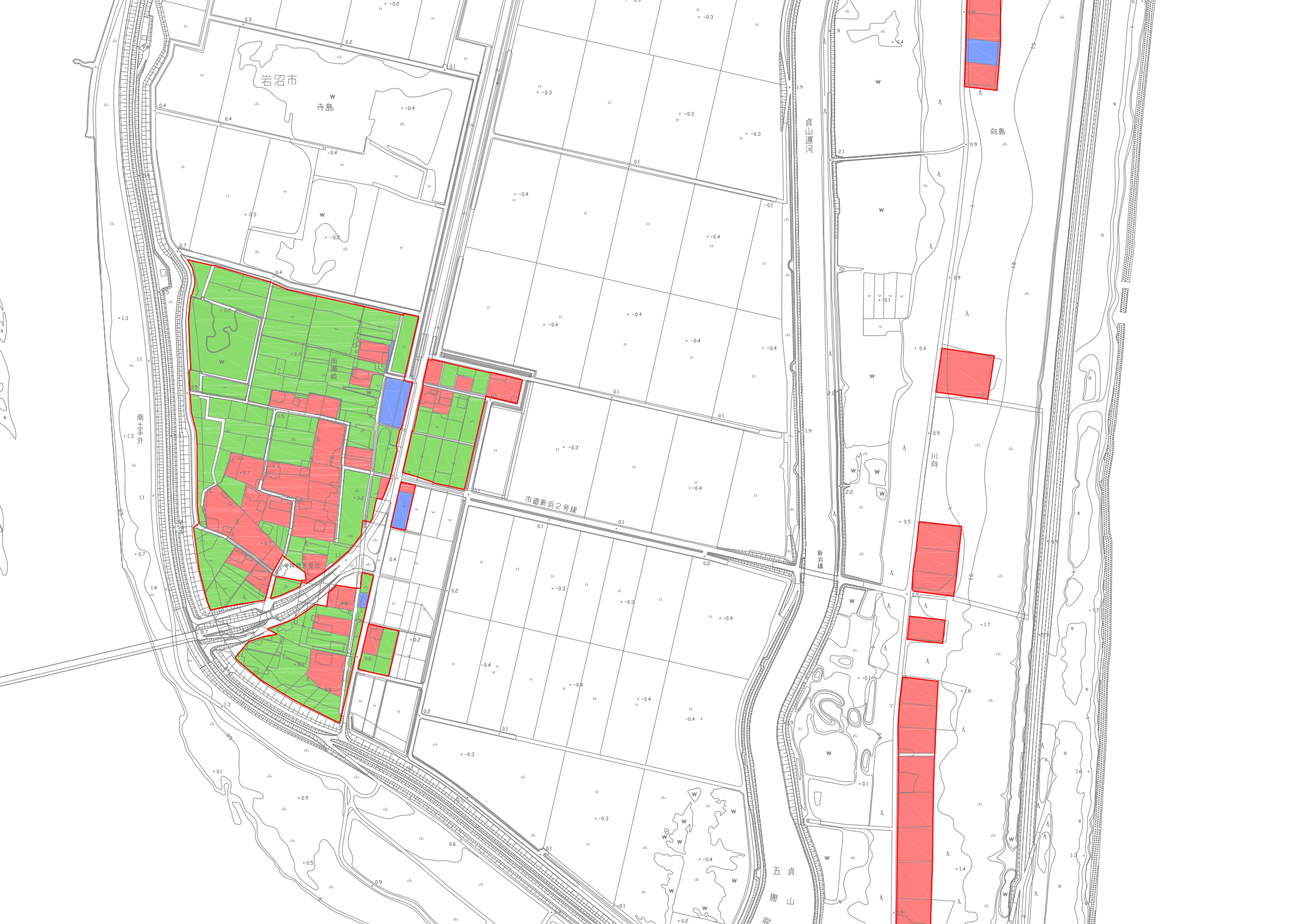














押分

新筒下

新筒下

鼠喰

三軒茶屋西地区

住宅敷地
住宅敷地

新田町

玉浦公民館

玉浦中央公園

集合公営住宅

戸建公営住宅

戸建公営住宅

集合公営住宅

西集会所

西公園

中公園

中集会所

集合公営住宅

戸建公営住宅

集合公営住宅

戸建公営住宅

東公園

東集会所

集合公営住宅

戸建公営住宅

公園兼調整池

生活利便施設

住宅敷地

住宅敷地

住宅敷地

住宅敷地

住宅敷地

住宅敷地

住宅敷地